

議案第 27 号

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例（平成15年野田市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（所管及び管理）

第3条 記念館は、市長の所管とする。

2 記念館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定による市長と教育委員会との協議に基づく委任により、教育委員会が行う。

第6条中「実施」を「施行」に、「教育委員会規則で」を「教育委員会が」に改め、同条を第9条とする。

第5条を第8条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（事業）

第4条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 記念館の資料に係る調査研究に関すること。
- (3) 記念館の資料を活用した平和教育に関すること。
- (4) その他記念館の設置の目的を達成するために必要な事業

第5条の次に次の2条を加える。

（入館の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 記念館の設置の目的に反すると認めるとき。
- (3) その他記念館の管理上支障があると認めるとき。

（賠償の義務）

第7条 入館者は、故意又は過失により記念館の資料又は記念館の施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

鈴木貫太郎記念館を本市の観光の振興施策と一体となって発展させるため、所管を教育委員会から市長に移管するとともに、同館の管理については引き続き教育委員会が行うことに関する関係規定の整備等をしようとするものである。

参考資料

野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例（平成15年野田市条例第71号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(所管及び管理)</p> <p><u>第3条 記念館は、市長の所管とする。</u></p> <p>2 <u>記念館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定による市長と教育委員会との協議に基づく委任により、教育委員会が行う。</u></p> <p>(事業)</p> <p><u>第4条 記念館は、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>資料の収集、保存及び展示に関すること。</u></p> <p>(2) <u>記念館の資料に係る調査研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>記念館の資料を活用した平和教育に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他記念館の設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>(入館の制限)</p> <p><u>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>記念館の設置の目的に反すると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他記念館の管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p>(賠償の義務)</p> <p><u>第7条 入館者は、故意又は過失により記念館の資料又は記念館の施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u></p> | <p>(事業)</p> <p><u>第3条 記念館は、鈴木貫太郎に関する資料の収集、保存及び展示を行う。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p> |

